

熊野市ごみポイ捨て防止条例

～ 平成 19 年 7 月 1 日改正 ～

市内では空き缶・タバコの吸殻などの散乱や飼い犬のフンの放置などにより、まちの景観が損なわれているところが少なくありません。また、磯や堤防、ダム湖などの釣り場周辺では弁当類（弁当容器・ペットボトル・レジ袋など）や釣り用品のパッケージなどが捨てられているのが目立ちます。これらは環境を汚すだけでなく、周辺に住む人々を不快な思いにさせます。

熊野市では、日常生活の中で、市と市民、事業者の皆さんが一体となって、清潔で美しいまちづくりを推進し、熊野市の豊かな自然と、快適な生活環境を守ることを目的として「熊野市ごみポイ捨て防止条例」を制定しています。

▶ 条例では次のようなルールを定めています

ポイ捨ての禁止

道路、河川、海岸など公共の場所や他人の土地に、空き缶、吸い殻などのごみを捨てずに、適正に処理しましょう。

犬のフンの放置禁止

飼い犬を散歩させるときはフンを回収するための用具を携帯し、持ち帰りましょう。

回収容器の設置義務

自動販売機で飲食料を販売する者は、回収容器を設置して、散乱させないように適正に管理しましょう。

▶ 違反した場合は

禁止行為や義務に違反した者に対して、市が勧告や命令を行い、正当な理由がなく従わなかった場合は、**氏名等を公表**するとともに、**3万円以下の過料**が科せられます。

自分の土地は自分で守ろう

ごみを捨てた人が特定できない場合は、土地の所有者・管理者の責任で処理しなければいけません。草刈や定期的な清掃、フェンスや看板の設置など、ごみを捨てられにくい環境づくりが大切です。

【問い合わせ】 環境対策課企画管理係 (Tel 0597-89-2804)